

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 栗 原 収

記

1 監査の種類 定例監査

2 監査実施日 令和 6 年 1 月 18 日 会計課
令和 6 年 1 月 18 日 行政委員会事務局
令和 6 年 1 月 18 日 教育委員会事務局
令和 6 年 1 月 25 日 行政経営部
令和 6 年 2 月 8 日 産業観光部
令和 6 年 2 月 22 日 健康福祉部

3 監査の方法

足利市監査基準に準拠し、あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
会 計 課	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
行政委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
教育委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
行 政 経 営 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
産 業 観 光 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
健 康 福 祉 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

5 意見・要望

財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められたが、以下の点について意見を述べたい。

文書管理において、決裁区分、日付処理及び公印使用に関する基本的な誤りが見受けられたほか、契約事務に関し、見積徴収事務等に基本的な誤りが見受けられたため、適切な事務処理を心掛けたい。

以前から同様の意見を述べているが、これらの事項が放置され、繰り返されることによって、不適切な支出や公文書改ざん等の事務執行上のリスクともなり得ることが懸念されることから、全庁的な課題として捉え、改善に取り組まれない。